主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人南出一雄の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であって、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。なお、所論の点を考慮しても、原判決が被告人に死刑を科したのは、本件犯罪の情状に照らして、まことにやむをえないものと認められる。

よつて、刑訴法四一四条、三九六条により、裁判官全員一致の意見で、主文のと おり判決する。

検察官新谷正夫 公判出席

昭和四七年六月二七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎
裁判官	関	根	/]\	郷
裁判官	天	野	武	_